

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」中間答申に対する意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成 26 年 3 月 13 日（木）から 3 月 31 日（月）まで

提出された意見の件数：17 件

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>郵政事業のユニバーサルサービスの範囲に関して、確かに海外、アメリカ・ドイツ・フランス・イタリア等では郵便事業のみを対象にしおり、それに習うのが正しいように一見考えてしまいますが、一つ比較された国は陸続きですが、本国は離島が多いという地理的な特徴があります。</p> <p>例えば、伊豆大島での金融機関の窓口は民間の銀行窓口のみずほ銀行と 7 島信金だけであり、郵便局は 7 局あります。同じく八丈島でも民間 2 行に郵便局 5 局です。</p> <p>身近な離島部でも民間金融機関は頑張っていますが、郵便局の金融サービスが島を支えているといっても過言ではないと思います。また観光客として八丈島へ行く場合も、郵便局が 5 局あるというのは非常に心強いものです。外国からの送金も郵貯は比較的に広範囲に対応できており、外国人観光客誘致にも郵貯の A T M があるという点は強い P R になります。</p> <p>離島部では現在進行形で過疎化が進んでいる中、十分な保険商品や金融サービスが受けられないとなると人の流出は加速するのではないのでしょうか？海外からの観光客を誘致して島お興に頑張る島民の努力の腰を折るようなことになりませんか？</p> <p>民間企業も公社もそうですが、企業の持続可能性は利益の追求だけ</p>	<p>平成 24 年の郵政民営化法等の一部改正により、郵便のサービスに加え、金融サービス（貯金・保険の基本的サービス）についても郵便局で一体的にユニバーサルサービス（郵政事業のユニバーサルサービス）として提供することが日本郵便株式会社等に義務付けられたところであり、総務省としても、その確保に取り組んでいるところです。</p> <p>また、総務省においては、郵便局での郵便サービス及び金融サービスが、将来にわたり、御指摘の離島地域を含め、あまねく全国において、公平に利用できるよう、その確保方策について、情報通信審議会に諮問し、検討を行っており、御意見についても、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>では達成できません。</p> <p>海外の状況も大切ですが国内の現状を鑑みて日本国郵政としてどのような事業を展開することが国家・社会・国民を利する政策となるのかを検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	
2	<p>1. 本件答申案第三章は、郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定手法等について記述しています。</p> <p>これについて、ユニバーサルサービスコストは、最終的には、国民全体で負担するものです。そうであれば、国民には、このコストの詳細を知る権利があると思います。</p> <p>したがって、ユニバーサルサービスコストについては、地域ごとの収益と費用の詳細をインターネットその他適切な方法により公表しなければならないこととするべきだと思います。</p> <p>この点、このような公表をすると、赤字の地域が嫌がるとも考えられます。しかし、赤字の地域は、国民の負担によりユニバーサルサービスを受けられるという大きな利益を受けています。そうであれば、この程度の不利益は、甘受するべきだと思います。</p> <p>また、このような公表は、郵便事業者の営業秘密を害すとも考えられます。しかし、郵便事業者は、ユニバーサルサービスの担い手として独占的地位を認められる公共的な存在です。そうであれば、ユニバーサルサービスコストの詳細を国民に説明するのは、当然の責務だと思います。</p> <p>2. 同案第四章第2節2第2段落アには、「小さい書類を大きい封筒で送付することは環境配慮が不足しているとお客様の声がある」とあります。</p>	<p>1. について</p> <p>ユニバーサルサービスコストの公表方法等の取扱いについては、今後、検討していくものであり、御意見についても、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>2. 及び3. について</p> <p>特定信書便事業の業務範囲については、本中間答申を踏まえ、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることとしています。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>そうであれば、大きい封筒で送付した場合と同一以上の料金であることを条件に、小さい封筒で送付することを認めるべきだと思います。</p> <p>3. 同段落ウには、一部のレタックスの料金が1000円以下であるのが不公正であるとの意見があったとあります。</p> <p>そうであれば、新たに4号役務として、「インターネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達するサービス」を規定し、この料金については、自由とするべきだと思います。</p> <p>《個人》</p>	
3	<p>タイトルが「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」となっているが、答申は、「ユニバーサルサービスコスト算定手法等の整理」と「問題のすり替え」をしており全く意味をなさない。これは場違いなところへ諮問し、その場違いを修正せず受けてしまったことにある。つまり、郵便・信書便とは、「リアルな紙文化」であり物流問題であるのに情報通信審議会というバーチャルのインターネット文化のところへ諮問したというミスである。そのミスをミスと思わず情報通信審議会は受けてしまったところに不幸がある。「与えられたら出来なくてもやらなければならない」と思い込んでいるのは大きな間違いである。本来は物流委員会（仮称）などを結成し諮問すべきであろう。なお人間の心は、「紙とペン」が基本であり無くなるものではない。しかし時代の流れはインターネットであり、郵便・信書便市場は活性化するものではない。縮小し維持するものであり「全国一律料金制度」は義務付けをやめるべき時代に来ていると認識すべきであろう。以上</p>	<p>情報通信審議会は、郵政事業に関する重要事項の調査審議を所掌していることから、郵政事業に関する重要事項である「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問したものです。</p> <p>本中間答申では、利用者の生活様式や通信事情が一層変化していくことが予想される中で、郵便・信書便市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、日本郵便株式会社及び信書便事業者に期待されるとの提言がなされているところです。</p> <p>また、郵便の全国均一料金制度は、ユニバーサルサービスとしてなるべく安い料金で、あまねく、公平にその役務が提供されることを確保するために設けられているものであり、切手を貼ってポストに投函すれば確実に届くという誰もが簡易に利用できる仕組みとも密接に関連していることから、引き続き、維持することが必要であると考えています。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
4	<p data-bbox="1016 212 1104 240">《個人》</p> <p data-bbox="288 261 1115 724"> 経団連では、「2013 年度経団連規制改革要望」(2013 年 10 月 15 日)において、信書の定義を現状の内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきと要望している。本要望に対する総務省の回答を受け、信書の定義そのものを外形基準に基づいて定めることが困難であるとの見解があることは理解されるところ、信書のうち、日本郵便株式会社と総務大臣の許可を得た一般信書便事業者しか送達することができないとされている「信書」の範囲を、諸外国のように外形基準に基づいて定め、はがきや定形 25g 以内など一般の私人が多く通信に利用するものとするべきである。 </p> <p data-bbox="654 743 1104 772">《一般社団法人日本経済団体連合会》</p>	<p data-bbox="1144 261 2051 580"> 信書の送達の事業は、日本郵便株式会社並びに総務大臣の許可を受けた一般信書便事業者及び特定信書便事業者が行うことが可能とされています。このうち、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者は全ての信書を送達することが可能とされている一方、特定信書便事業者は送達することのできる信書の範囲に限定があるため、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者しか送達することができない信書の範囲は、特定信書便事業者でも送達することができる信書以外の信書となります。 </p> <p data-bbox="1144 600 2051 967"> 特定信書便事業者が送達することのできる信書の範囲は、信書便物の大きさや重量、送達速度、料金という外形的な基準で定められていますので、これらの外形的な基準の範囲外の信書、すなわち、①長さ、幅及び厚さの合計が 90cm 以下かつ重量が 4 kg 以下、②差し出された時から 3 時間を超えて送達する、③料金の額が 1,000 円以下、という①～③の全ての基準に該当するものが、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者しか送達することができない信書の範囲であり、既に外形的な基準に基づいて定められています。 </p> <p data-bbox="1144 986 2051 1158"> なお、特定信書便事業者が送達することのできる信書の範囲については、本中間答申を踏まえ、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることとしています。 </p>
5	<p data-bbox="288 1182 1115 1305"> 先日、姪が塾の作文問題の回答を近所のコンビニから送ろうとしたところ、「信書」だから送れないと言われた。以前、別のコンビニから送ろうとしたところ、それは受け入れられたとのこと。 </p> <p data-bbox="288 1324 1115 1401"> 「信書」について総務省のホームページで調べたところ、「作文」は「信書に該当しない文書」の「類例」に記載されていた。その際、 </p>	<p data-bbox="1144 1182 2051 1401"> 信書制度の周知啓発の一層の推進については、本中間答申を踏まえ、信書に該当する文書に関する指針やホームページにおける Q & A の具体的事例の追加、利用者向けの分かりやすい周知啓発ツールの作成を継続的に行うとともに、これらを活用して、事業者や利用者の団体とも連携した説明会等を開催するなど、官民で連携して効果的な取組を実施して </p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>「信書に該当する文書」にも様々な「類例」が掲載されていて、正直こんなものまであるのかと、驚いた。</p> <p>今回の中間答申では「信書制度の周知啓発の一層の推進」に取り組むとのことであるが、こんな内容をどうやって、全国のコンビニの店員にまで徹底させるのか。</p> <p>こんなことの周知に税金を投じるくらいなら、もっと他に税金の使い道があるのではないかと思う。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>まいります。コンビニエンスストア業界に対しても、今回頂戴した御意見を踏まえつつ、関係事業者と連携してより分かりやすい周知に努めてまいります。</p> <p>なお、信書制度は、憲法で保障された通信の秘密を確保するとともに、国民の基本的通信手段を確保する観点から設けられているものであり、国としても、制度の適正な運用のための周知啓発を推進することが必要であると考えています。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月 具体的事例を追加した信書に該当する文書に関する指針パンフレットを発行 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html ・平成 26 年 4 月 信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～」を総務省動画チャンネルで配信開始 http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE ・今後の説明会開催スケジュールは、総務省HPに随時掲載中 http://www.soumu.go.jp/yusei/setsumeikai.html
6	<p>何が信書に該当するかという本質的な議論を置き去りにしたまま、郵便・信書市場の活性化はあり得ない。特にビジネスユーザーの利用促進を図るためには、「外形基準」の導入を含めて「信書規制」のあり方を継続して議論すべきである。</p> <p style="text-align: right;">《一般社団法人全国物流ネットワーク協会》</p>	<p>企業の本店・支店間の信書の巡回・定期集配サービス等を始めとしてビジネスユーザーの利用も多い特定信書便事業の業務範囲については、本中間答申を踏まえ、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることとしています。</p> <p>なお、「郵便法」・「信書便法」の規制対象である信書の条件に「外形基準」を導入することについては、本中間答申において、サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
		<p>対象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」・「信書便法」の規制対象を画することは適当ではないとの考え方が示されたところです。</p>
7	<p>・ 信書の基準を誰もが客観的に判断できるものとしていただきたい。</p> <p>百貨店業界では、年間を通じて多種多様なダイレクトメールを顧客宛てに送っているが、信書の基準が不明確でわかりづらいため、発送の都度、そのダイレクトメールが信書に該当するかどうかの確認を行うことも多く業務効率の低下を招いている。</p> <p>当協会では、昨年6月に総務省信書便事業課長名で当協会宛てに発信された、総情信第34号「信書便制度の周知・広報について（協力依頼）」に沿って、会員店への信書便制度の周知徹底を図っているが、信書の該当可否については、現場からもその判断が難しいとの声も多いため、信書の定義を、現在の基準よりもさらに簡素化し、封書のサイズ等で判断する外形基準等も取り入れた、誰もが客観的に判断できるものとしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">《日本百貨店協会》</p>	<p>日頃より信書制度の周知活動に御協力いただきありがとうございます。</p> <p>本中間答申では、信書制度の適正な運用の観点からは、総務省において、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進し、誰もが安心してサービスを利用できるようにすることが必要であるとの指摘がなされたところです。これを踏まえ、総務省では、ダイレクトメールが信書に該当するかどうかを始め信書制度について詳しく説明した解説動画「知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～」を新たに作成し、平成26年4月から総務省動画チャンネルで配信を開始しましたので、是非御活用ください（http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE）。</p> <p>なお、「郵便法」・「信書便法」の規制対象である信書の条件に「外形基準」を導入することについては、本中間答申において、サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」・「信書便法」の規制対象を画することは適当ではないとの考え方が示されたところです。</p>
8	<p>・ 贈答品の添え状・送り状として扱われる信書の弾力的運用をお願いしたい。</p>	<p>郵便法第4条第3項但書で、郵便又は信書便以外の運送方法によって送達することが認められている貨物に添付する添え状・送り状について、「無封」で貨物に添付することとされているのは、貨物とは関係のない</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>百貨店業界では、贈答品の配送時に、お客様から添え状・送り状の同封を依頼されることがあるが、同封を依頼されるメッセージは、既に記入され、封をした状態でお持ちになられるものも多く、その際には、売場販売員がお客様に、その理由を説明し、改めて封を開けていただくか、売場で用意した別の封筒に移し替えていただくようお願いし、封をせずに同封するようにしている。</p> <p>しかし、卒業・入学シーズンや、ご結婚祝いなどの贈答では、わざわざ受取人（お孫さんや、ご結婚されたご夫婦など）のために、デザイン性の高い封筒や、キャラクター付封筒でお持ちいただくことも多く、その際も、上記の運用をお願いしているため、お客様のご理解をいただけないことも多々あり店頭での混乱（トラブル）を招いている。</p> <p>これを回避するために、贈答品の添え状・送り状として扱われる信書について、封がしてあっても、例えば、無記名、または住所の記載がなくお名前だけの記載（〇〇様、〇〇ちゃん）であれば添え状・送り状と同等とみなすか、または、封筒の表面に、「添え状」・「送り状」等の文言を記載したり、添え状・送り状と判別できるシールを貼ることで、贈答品に添えることが出来るようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">《日本百貨店協会》</p>	<p>一般の信書の混入を防止するためです。</p> <p>ここでいう「無封」とは、①封筒等に納めていない状態、②封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のほか、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であって、③当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、④当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も含まれます。この点については、総務省ホームページにおけるQ&Aでも明確にしました（http://www.soumu.go.jp/yusei/111117_01.html）。</p> <p>お客様がお持ちになった封をした添え状・送り状については、店頭で上記④の対応をしていただくことで、改めて封を開けたり別の封筒に移し替えることなく、贈答品に添付して送付することが可能です。</p>
9	<p>特定信書便事業の業務範囲のあり方に関して、利用者の視点を踏まえ、事業者から出された要望を考慮しながら業務範囲の見直しに向けて検討に入るとあるが、そもそも関係事業者がいうお客様の声というのが全国的にみてどのくらいあるのか疑問。結局、関係事業者は儲かる部分を増やしたいだけではないのか。業務範囲の見直しに</p>	<p>特定信書便事業の業務範囲については、本中間答申を踏まえ、事業者からより具体的な要望を聴取するとともに、事業者に対し、重量・大きさ区分別、料金区分別の物数等の具体的なデータの提出を求め、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることをしています。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>向けた具体的な検討を行うというのであれば少なくとも税金が使われることになる。主張する内容に責任を持たせるため、まずは国民の声と主張する関係事業者の経費において検討の前提となる資料を準備、その上で税金を使った国での検討がなされるのが筋ではないか。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	
10	<p>今回、このような意見募集があることを知り、私の親類が経験したことをどうしてもお伝えしたいと思います。</p> <p>私の親類はコンビニエンスストアを経営しておりますが、アルバイトの店員が中学生のお客様から書類をお預かりし、ヤマトさんにお渡ししました。</p> <p>ヤマトのドライバーさんは、品名欄に「入学願書」と書いてあったため、伝票に書かれていたお客様のご自宅に電話をし、信書にあたるので配送できないとお断りの連絡をしました。</p> <p>電話に出たお客様の親御さんは、願書の締め切りに間に合わなくなるとかで、コンビニエンスストア本部にクレームを入れたそうです。</p> <p>私の親類は、そのことで、本部からかなり注意されたそうです。確かに、アルバイトの教育が不十分といった落ち度もあると思いますが、何が信書に当たるのかはかなり難しく、入れ替わりの早いアルバイトさん全員に教えるのは大変なのだそうです。</p> <p>この度、ヤマトさんが誰にでもわかる基準を導入することを提案されたと聞きました。</p> <p>ぜひ導入していただき、現場の苦労を一日も早く解消してください。お願いします。</p>	<p>「郵便法」・「信書便法」の規制対象である信書の条件に「外形基準」を導入することについては、本中間答申において、サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」・「信書便法」の規制対象を画することは適当ではないとの考え方が示されたところです。</p> <p>本中間答申では、信書制度の適正な運用の観点からは、総務省において、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進し、誰もが安心してサービスを利用できるようにすることが必要であるとの指摘がなされたところです。これを踏まえ、信書に該当する文書に関する指針やホームページにおけるQ & Aの具体的事例の追加、利用者向けの分かりやすい周知啓発ツールの作成を継続的に行うとともに、これらを活用して、事業者や利用者の団体とも連携した説明会等を開催するなど、効果的な取組を実施してまいります。コンビニエンスストア業界に対しても、今回頂戴した御意見を踏まえつつ、関係事業者と連携してより分かりやすい周知に努めてまいります。</p> <p>(参考)</p> <p>・平成 26 年 3 月</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	《個人》	<p>具体的事例を追加した信書に該当する文書に関する指針パンフレットを発行</p> <p>http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 <p>信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～」を総務省動画チャンネルで配信開始</p> <p>http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の説明会開催スケジュールは、総務省HPに随時掲載中 <p>http://www.soumu.go.jp/yusei/setsumeikai.html</p>
11	<p>信書かどうにかかわらず、コンビニからも手軽に書類を送れるようにすべきだ。</p> <p>《個人》</p>	<p>信書については、憲法で保障された通信の秘密を確保するとともに、国民の基本的通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービスの提供を義務付けられた日本郵便株式会社と総務大臣の許可を受けた信書便事業者が、その送達の事業を行うことができることとされています。</p> <p>信書や信書以外の書類をコンビニエンスストアから送ることができるようにするかどうかは、コンビニエンスストアや郵便・信書便事業者等の経営判断に委ねられています。</p> <p>なお、一部のコンビニエンスストアでは、店舗内に郵便ポストが設置されるなど、信書や信書以外の書類を手軽に送ることができるようになっています。</p>
12	<p>物品、文書等を他者に送る場合、利用者は、取扱業者については郵便事業者でも民間事業者でも良く、例えば、利用者の近くに取扱所があるとか集配をしてくれるとか利用者が利用しやすい事業者が良く、条件としては、出来るだけ早く、または指定の日時に確実に送れることが第一で、加えて費用が低廉である事が大事と考えています。</p>	<p>本中間答申では、信書制度の適正な運用の観点からは、総務省において、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進し、誰もが安心してサービスを利用できるようにすることが必要であるとの指摘がなされたところです。これを踏まえ、信書に該当する文書に関する指針やホームページにおけるQ & Aの具体的事例の追加、利用者向けの分かりやすい周知啓発ツールの</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>このうち郵便事業は、一定の条件のもとで一部の業務について民間事業者がその業務を担っているが、一般的には、郵便事業者がその任を負っているのが現実と思います。</p> <p>治安の悪い国で郵便物が送られないとか、治安が良い国でも集配担当者が集配物を捨ててしまうとかといった事象の発生を考えると、確実に郵便の集配が履行できる体制を維持する必要があると思われる、郵便事業に対するセーフティーネット的な措置として信書郵便などが、特定の郵便事業者に責任と義務を負わせる体制・内容となっていることは、現時点では致し方ないと思います。</p> <p>一方で、信書の扱いについて、信書自体の定義が分かりづらいつともに、同じ文書でも信書に当たるケースとそうでないケースが混在するなど利用者、場合によっては事業者も混乱する場合があります。</p> <p>例えば、A社がB社に取引に伴う見積書や請求書を送る場合は信書で、B社がB社内にて事務処理としてB社営業所からB社本店にA社からの見積書・請求書などを送る場合は信書に当たらないとかの取扱いが解りづらいと考えます。</p> <p>このため、郵便の取扱いについては、利用者、郵便事業者、民間事業者など関係者が、その取扱いを用意に判断できる仕組みの導入も検討した方が良い気がします。</p> <p>対策の一つとして、大きさや重さ等による外形基準という方法も考えられますが、形等で判断するという簡潔である一方で、これも定義・取扱いが解り易くないと同じような混乱を招くと感じます。また、利用者側では、信書用とそれ以外の郵送用品を準備する必要があると思われる、コスト増なども懸念されます。</p>	<p>作成を継続的に行うとともに、これらを活用して、事業者や利用者の団体とも連携した説明会等を開催するなど、効果的な取組を実施してまいります。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月 具体的事例を追加した信書に該当する文書に関する指針パンフレットを発行 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html ・平成 26 年 4 月 信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～」を総務省動画チャンネルで配信開始 http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE ・今後の説明会開催スケジュールは、総務省HPに随時掲載中 http://www.soumu.go.jp/yusei/setsumeikai.html

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>以上、郵便に関しては、信書を例にあるとおり、利用者としては、郵便事業者と民間事業者で取り扱う仕分けが、もっとわかり易くシンプルな形に整理して頂き、その仕分け内容が、解り易く利用者・事業者にも周知して頂くと、円滑な郵便利用が進むと考えます。</p> <p>《個人》</p>	
13	<p>1 外形基準導入には原則反対いたします。</p> <p>2 レタックス関係でも見直しを求めてまいりたいと思います。</p> <p>《一般社団法人信書便事業者協会》</p>	<p>本中間答申を踏まえて検討することに賛同する御意見として承ります。</p>
14	<p>信書の定義、規制について、外形基準の導入なども含めて今後とも継続して審議を行うべき。</p> <p>《公益社団法人日本通信販売協会》</p>	<p>「郵便法」・「信書便法」の規制対象である信書の条件に「外形基準」を導入することについては、本中間答申において、サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」・「信書便法」の規制対象を画することは適当ではないとの考え方が示されたところです。</p> <p>本中間答申では、信書制度の適正な運用の観点からは、総務省において、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進し、誰もが安心してサービスを利用できるようにすることが必要であるとの指摘がなされたところです。これを踏まえ、信書に該当する文書に関する指針やホームページにおけるQ & Aの具体的事例の追加、利用者向けの分かりやすい周知啓発ツールの作成を継続的に行うとともに、これらを活用して、事業者や利用者の団体とも連携した説明会等を開催するなど、効果的な取組を実施してまいります。</p> <p>(参考)</p> <p>・平成 26 年 3 月</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
		<p>具体的事例を追加した信書に該当する文書に関する指針パンフレットを発行</p> <p>http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 <p>信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～」を総務省動画チャンネルで配信開始</p> <p>http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の説明会開催スケジュールは、総務省HPに随時掲載中 <p>http://www.soumu.go.jp/yusei/setsumeikai.html</p>
15	<p>この度は、中間答申に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。つきましては、弊社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(1) 郵政事業のユニバーサルサービス確保方策の在り方</p> <p>中間答申においては、ユニバーサルサービスコストの算定に当たって、弊社に詳細なヒアリングを行うとともに、必要なデータの提出を求めるとされており、合理的なコスト算定モデルの構築に向けて、弊社としても必要な協力を行ってまいります。</p> <p>一方、中間答申では、情報通信審議会において、将来にわたって郵政事業のユニバーサルサービスを安定的に確保するために必要な方策について審議を行っていきとされていますが、その具体的な内容は中間答申に記されていないところであり、弊社としては、急速に進む人口減少社会、ICT 化の進展等の状況下において、将来にわたって国民生活のインフラである郵便局におけるユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策が早期に示されることを</p>	<p>(1) について</p> <p>本中間答申を踏まえて検討することに賛同する御意見として承ります。なお、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策については最終答申（平成 27 年 7 月目途）において示される予定です。</p> <p>(2) について</p> <p>特定信書便事業の業務範囲については、本中間答申を踏まえ、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることにしています。</p> <p>また、信書制度の周知活動についても、引き続き、御協力をお願いします。お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの提供を含め、本中間答申を踏まえた取組に賛同する御意見として承ります。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>期待します。</p> <p>(2) 郵便・信書便市場の活性化方策の在り方</p> <p>郵便事業は、国民の生活インフラとして、なるべく安い料金であまねく公平にサービスを提供しており、具体的には、郵便差出箱の設置、郵便局の設置、全国均一料金でなるべく安い水準、週6日原則1日1回の配達、原則3日以内の送達、全国あまねく戸別(あて所)配達といった、法令で定められたユニバーサルサービスの水準の維持に努めております。</p> <p>特定信書便事業の業務範囲の在り方に関し、1号役務及び3号役務の見直しに向けて具体的な検討に入ることとされていますが、参入事業者によるクリームスキミングの余地を拡大することにより、郵便のユニバーサルサービスの確保に影響が及ぶことのないよう、審議が行われることを希望します。</p> <p>なお、一部の事業者から、郵便法・信書便法の規制対象の在り方、送り主に対する罰則規定の在り方について提案がありましたが、どのような文書が信書に該当するかが一般には分かりにくい場合があると考えられていることが背景にあり、弊社としても、そうした懸念が払拭されるよう、引き続き、契約時等におけるお客さまへの説明を始めとした分かりやすい周知活動に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、中間答申においては、弊社に対し、事業領域を広く捉えてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すこと、また、儀礼性や現物性という郵便・信書便の持つ特性・意義を十分生かすようなサービスを新たに開発することが期待されました。日本郵政グループは「トータル生活サポート企業」を目指しているところであり、弊社といたしましても、お客さまの多様なニー</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>ズに応える商品・サービスの提供を目指してまいります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">《日本郵便株式会社》</p>	
16	<p>規制緩和による活性化と書いてあるが、小泉政権以降商店街の衰退や中小企業の減少で高齢者に負担が重く良い点より悪い点の方が多いのが現状である。</p> <p>日本人として、手紙など信書を重要な形としての文化を守る事で活性化する事である。</p> <p style="text-align: right;">《株式会社ナショナルヤガタ》</p>	<p>本中間答申では、市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、日本郵便株式会社及び信書便事業者に期待されるとの提言がなされているところです。</p> <p>また、儀礼性や現物性という郵便・信書便の持つ特性・意義を十分に生かすようなサービスを新たに開発することが、日本郵便株式会社及び信書便事業者に期待されるとの提言もなされているところです。</p>
17	<p>今回の中間答申に対し、当社は、本年3月13日、既に見解をリリース (http://www.yamato-hd.co.jp/news/h25/h25_86_01news.html) し、「生活者の利便性向上と市場の活性化につながる真の規制改革」の実現を強く要望しております。</p> <p>このたびの意見募集に際し、生活者の意識を把握するため、企業にお勤めで、普段から郵便や宅配便を業務でご利用になっている方に対してアンケートを実施し、1,010名の方から回答を得ました。このうち、何が「信書」にあたるかわからないと回答された方は全体の9%しかおらず、大多数の方が「信書」について一定の理解があることがわかりました。</p> <p>このように一定の理解のある方々が、現状の「信書規制」に関して、どのようなご意見をお持ちなのか調べた結果、次のようなことがわかりました。</p> <p>1) 平成15年に「信書に該当する文書に関する指針」が告示されて以来、官民を挙げて周知活動を行ってきたが、このガイ</p>	<p>「郵便法」・「信書便法」の規制対象である信書の条件に「外形基準」を導入することについては、本中間答申において、サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」・「信書便法」の規制対象を画することは適当ではないとの考え方が示されたところです。</p> <p>本中間答申では、信書制度の適正な運用の観点からは、総務省において、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進し、誰もが安心してサービスを利用できるようにすることが必要であるとの指摘がなされたところです。これを踏まえ、信書に該当する文書に関する指針やホームページにおけるQ&Aの具体的事例の追加、利用者向けの分かりやすい周知啓発ツールの作成を継続的に行うとともに、これらを活用して、事業者や利用者の団体とも連携した説明会等を開催するなど、効果的な取組を実施してまいります。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>ドラインを認知理解している方は23%であること。</p> <p>2) 認知理解している方のうち、郵便法第4条と第76条の規定に違反する容疑で事情聴取を受けることについて、73%の方が抵抗感を抱いていること。</p> <p>3) 法律上送り主への罰則規定を残していると指摘される米国でも、罰則を適用するか否かの判断基準は客観的に判断できる外形基準となっているが、上記のガイドラインを認知理解している方のうち、46%の方は「外形基準の導入」に賛成していること。</p> <p>以上のことから、「信書規制」の問題は、周知徹底を図れば解決できるようなものではなく、当社が既に提案している「外形基準の導入」の検討も含め、規制の在り方そのものについて根本的な議論を継続する必要があることは明らかであり、今こそ、官民の叡智を絞って、ユニバーサルサービスのあるべき姿や規制のあるべき姿について議論を深め、生活者の利便性向上と市場の活性化につながる真の規制改革を実現すべきであることをあらためて申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">《ヤマト運輸株式会社》</p>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月 具体的事例を追加した信書に該当する文書に関する指針パンフレットを発行 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html ・平成26年4月 信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～」を総務省動画チャンネルで配信開始 http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE ・今後の説明会開催スケジュールは、総務省HPに随時掲載中 http://www.soumu.go.jp/yusei/setsumeikai.html